

西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務

仕 様 書

令和6年4月

岡山県西部衛生施設組合

第1章 一般事項

1 業務名

西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

笠岡市、井原市、浅口市、里庄町及び矢掛町（以下、「3市2町」という。）を構成市町とし、岡山県西部衛生施設組合（以下、「組合」という。）が事務局となっている「ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会」（以下、「西部ブロック協議会」という。）では、岡山県が策定した「新岡山県ごみ処理広域化基本計画」（以下、「岡山県広域化計画」という。）に定められた西部ブロックとして、3市2町のごみ処理広域化に係る基本的事項を定めた「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を平成22年3月に策定した。

また、基本計画に示す施設整備の方向性をより具体化するため、「西部ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下、「実施計画」という。）を平成26年3月に策定し、3市2町におけるごみ処理広域化の推進に取り組んできたところである。

本業務は、令和6年度に基本計画と実施計画が各々最終年度と中間目標年度を迎えることから、近年の社会情勢の変化や西部ブロックにおける更なるごみ処理広域化の推進に向け、新たな西部ブロックごみ処理広域化計画（以下、「本計画」という。）を策定することを目的とする。なお、3市2町が現在策定している最新の一般廃棄物処理基本計画との整合性を図ることに留意する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務場所

岡山県西部衛生施設組合 管内

5 仕様書の適用

本仕様書は、組合が発注する「西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務」に適用する。受託者は、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の目的を遂行するために必要と思われることについては、組合と協議を行い、受託者の責任においてこれを行うものとする。

6 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、細則通知等を遵守しなければならない。

7 業務管理

- (1) 受託者は、本業務の着手に先立ち、契約期間内に本業務を完了するよう業務計画をたて、組合の承諾を得ること。また、この計画を変更しようとする場合も同様とする。

- (2) 受託者は、本業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する技術者を配置すること。
- (3) 協議打合せ事項等は、議事録を作成し、組合に提出すること。
- (4) 受託者は、組合から本業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

8 受託者の義務

受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守し、正確かつ丁寧にこれを行うこと。

9 秘密の保持

受託者は、本業務について、中立性を厳守し、第三者に漏らしてはならない。

10 提出書類

受託者は、本業務の着手、実施期間中及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手時
 - ①業務着手届
 - ②業務工程表
 - ③管理技術者、照査技術者及び担当技術者届
 - ④管理技術者、照査技術者及び担当技術者経歴書
 - ⑤業務計画書
 - ⑥業務実施体制表
- (2) 実施期間中
 - ①各種打合せに関する会議録
 - ②その他監督員の指示する事項
- (3) 完了時
 - ①業務完了届
 - ②納品書
 - ③照査報告書
 - ④成果品

11 配置技術者

本業務において、受託者が配置する技術者は次のとおりとする。

- (1) 実施体制
 - ・管理技術者 1名
 - ・照査技術者 1名
 - ・担当技術者 1名
- (2) 配置技術者の資格要件

受託者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、組合の承諾を得なければならない。また、業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する管理技術者と照査技術者を

配置し、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

については、本業務における管理技術者と照査技術者並びに担当技術者を組合に届け出るものとし、受託者が直接雇用している者であることの確認できる書類（健康保険証等の写し）を提出すること。

ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることはできないものとし、それ以外の担当技術者は兼務を可とする。

1) 管理技術者（業務の技術上の管理を行う者）は、以下アまたはイのいずれかに該当し、かつ平成 20 年度以降に、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理基本計画策定業務及びその他類似業務に従事した実績を有することとする。

ア 技術士法で定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環又は廃棄物管理）に登録のある技術士

イ 技術士法で定める技術士で総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環又は廃棄物管理）に登録のある技術士

2) 照査技術者（成果物の内容の技術上の照査を行う者）は、以下アまたはイのいずれかに該当し、かつ平成 20 年度以降に、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理基本計画策定業務及びその他類似業務に従事した実績を有することとする。

ア 技術士法で定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環又は廃棄物管理）に登録のある技術士

イ 技術士法で定める技術士で総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環又は廃棄物管理）に登録のある技術士

12 成果品の検査と納品

受託者は、本業務完了時に、組合による成果品検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

検査合格をもって本業務の完了とするが、業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに本業務の修正を行わなければならない。

また、成果品内容に誤記・誤算があった場合は、速やかに訂正し再提出しなければならない。

13 情報の収集

受託者は、本業務に必要な情報の収集、資料の作成及び解説を行うものとし、組合はこれに協力するものとする。

14 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在組合が所有しているもので参考となる資料については、これを貸与する。受託者は、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、組合に提出し、業務完了と同時に返却しなければならない。

15 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務の完了後において、不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

16 疑義

本業務の仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、受託者は組合と十分な打合せ及び協議を行い、業務を遂行するものとする。

17 留意事項

- (1) 受託者は、必要があるときは、関係機関との協議または手続き等について資料を作成し、適切に対応するものとする。また、受託者が関係機関と直接協議等を必要とするとき、または協議を求められた場合は、すみやかに組合へ連絡するとともに、誠意をもってこれにあたり、その内容に対する議事録を作成し遅滞なく組合に提出しなければならない。
- (2) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。
- (3) 組合が必要と認めたときは、業務の変更若しくは停止を命ずることができる。
この場合の変更等については、組合、受託者協議の上、契約金額を増減するものとする。

18 成果品

成果品は次のとおりとし、組合の指定する方法にて、電子データによる納品も行うこと。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 西部ブロックごみ処理広域化計画書 | 25 部 |
| (2) 同上概要版 | 25 部 |
| (3) 業務報告書 | 3 部 |
| (4) その他組合が指定する資料 | 3 部 |

第2章 業務内容

1 実施方針

本業務は、令和7年度を始期とした西部ブロックとしての「広域化計画」を策定するものである。策定に際しては、西部ブロックにおける廃棄物処理の内容を十分把握し、西部ブロックにおける円滑な廃棄物処理体制の構築を目指し、十分に工夫・検討を行うこと。

2 地域特性の整理

本計画の策定にあたり、以下の基本事項について、既存資料等により把握、整理するものとする。

- ①自然環境の把握（位置、地勢、気候 等）
- ②社会環境の把握（人口・世帯数、産業、観光 等）
- ③生活環境の把握（上水道、下水道 等）
- ④都市環境の把握（土地利用状況、住宅、交通体系整備の状況 等）
- ⑤上位計画（国、岡山県等の上位計画の整理）
- ⑥関連計画（公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化個別施設計画、井笠広域ブロックヤード整備計画）

3 ごみ処理等の現状

本計画の策定にあたり、基礎的事項として、次に示す西部ブロックにおけるごみ処理等の実績について、3市2町における最新の一般廃棄物処理基本計画等により過去5年間の資料等により整理・把握するものとする。

（1）ごみの発生量と性状

ごみ発生量の実績及びその性状について既存資料調査を行い、家庭系、事業系ごとに直営、委託、直接搬入（許可含む）別の把握を行うものとする。

（2）ごみの減量・再生利用

ごみ種類別の減量・再生利用量の実績について、可能な限り把握するものとする。

①行政主体の減量・再生利用

②住民主体の減量・再生利用

（3）ごみ処理システム

西部ブロックにおけるごみの収集、運搬、中間処理、最終処分等の状況について実績を整理・把握するものとする。

（4）ごみ処理運営・管理体制

西部ブロックにおけるごみの収集、運搬、中間処理、最終処分等に係る運営、維持管理体制等について整理・把握するものとする。

（5）ごみ処理行財政

ごみ処理に係る財政及び処理コスト等について整理・把握するものとする。

（6）ごみ処理の評価

ごみ処理に関する西部ブロックの処理実績及び処理システム等を整理したうえで、レー

ダーチャートを用いた客観的な評価を行い、今後の目標値達成に向けた各種取組の達成状況を確認するための指標として活用できるよう整理するものとする。

(7) 国，県，関係市町の動向等

ごみ処理に関する国，県及び関係市町の動向を整理・把握するものとする。

(8) ごみ処理に関する課題の抽出・整理

地域特性およびごみの排出特性，処理等の実態を解析し，西部ブロックのごみ処理体制を効率的・経済的なものとしていくうえでの課題を抽出し，整理するものとする。

4 広域化計画策定の基礎事項

(1) 基本方針

3市2町における廃棄物処理をめぐる今後の社会，経済情勢，ごみ処理に関する課題等を踏まえ，西部ブロックにおける広域化計画の基本方針を明らかにするものとする。

(2) 達成目標

基本方針を踏まえ，ごみ処理広域化計画で達成すべき目標について明らかにするものとする。

(3) 目標年次

本計画の目標年次は，計画策定時より10年程度とするが，ごみ処理施設の段階的整備・統合のスケジュール設定に応じて中間目標を設けるものとする。

(4) ごみの発生量及び処理量の見込み

計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量について，総合計画等との整合に配慮した将来人口，さらに社会，経済状況の見通し等を鑑み，ごみ種類別に定めるものとする。

なお，3市2町における一般廃棄物処理基本計画等における見通しと実績について確認し，排出抑制目標値の状況についても整理するものとする。

1) ごみの発生量の見込み

ごみの発生量は，3市2町における一般廃棄物処理基本計画等を参考に西部ブロックとしての発生量を見込むこと。具体的には，家庭系，事業系別，ごみ種類別に収集・直接搬入量に自家処理量，さらに排出抑制・再生利用の促進による減量化量を加えたものとする。

ア 実績の整理，分析

直近の5か年以上のごみ発生量の整理を行い，家庭系ごみの1人1日平均排出量の推移等について，分析を行うものとする。

イ 人口並びに排出原単位の将来予測

ごみ発生量の将来予測を行うため，ごみ排出量と関連の強い将来人口や，家庭系ごみのごみ種類ごとの1人1日平均排出量の推計を行うものとする。推計は，西部ブロックの長期計画等を考慮し，「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(社)全国都市清掃会議，(財)廃棄物研究財団等に示される方法により行うものとする。

なお，自家処理量及び排出抑制等による減量化量についても，上記に準じた方法により，推計を行うものとする。

ウ ごみの発生量の将来予測

イで求めた予測に基づき，家庭系及び事業系別さらにはごみ種類別のごみ発生量

の予測を行うものとする。

エ 排出抑制目標値の設定

現状における排出抑制施策の水準を整理したうえで、将来発生するごみ量の予測値に対して政策的な排出抑制目標値を設定するものとする。目標値の設定にあたっては環境省及び岡山県の示す数値を参考に、西部ブロックにおける実現性を踏まえてより現実的な設定を行うものとして、その設定根拠を明確に示すものとする。

オ ごみ発生量の見込み（排出抑制等の促進あり）

ウで求めたごみ発生量に対して、エで設定する排出抑制目標が達成された場合のごみ量を、本計画におけるごみ発生量の見込みとして設定するものとする。

2) ごみ処理量の見込み

ごみ処理量は、家庭系及び事業系別さらにはごみ種別別に、ごみ発生量から集団回収等による減量化、再生利用量を減じたものとし、以下により予測を行うものとする。

ア 集団回収等による減量化、再生利用量の見込み

ごみが発生した後、収集されるまでの段階における減量化、再生利用量の推計を行うものとする。推計は、今後の取り組み計画等を考慮し、設定するものとする。

イ ごみ処理量の見込み

ごみ発生量から、アで求めた減量化、再生利用量を減じたものを、処理量の見込みとして設定するものとする。

5 広域化計画

(1) 分別収集計画

ごみ減量化、資源化及び収集・運搬の効率性・経済性に配慮した西部ブロックにおけるごみの分別収集計画について検討するものとする。検討に際し、西部ブロックにおけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集における課題を整理すること。

(2) ごみの排出抑制計画

ごみの発生量及び処理量を減量化するための排出抑制、再生利用方策について検討するものとする。

方策については、地域住民・事業者・行政が協働して取り組む体制づくりを考え、他自治体の事例、地域の特性も踏まえたうえで、その効果、具体的な取り組み方法についても検討するものとする。

排出抑制については、近年世界的な問題となっている食品ロスの削減について3市2町の取り組み状況を把握し、整理すること。

(3) ごみ処理計画

ごみの種類ごとに、以下の項目について排出抑制、再生利用量及び分別区分等との適合性を鑑み検討するものとする。

1) ごみ処理方法及び処理主体

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体について定めるものとする。なお、特別管理一般廃棄物等については、他のごみと区分して収集運搬・処理・処分を行う必要があることから、これらの扱いについても明確にするものとする。

2) 収集・運搬計画

ごみの区分ごとに、収集形態、収集回数、収集体制、収集運搬資材等について効率的な事業の展開を検討するものとする。

特に資源化しやすいシステムづくりを考え、資源ごみの収集システムの見直しや新たな回収品目の検討も行うものとする。検討に際し、西部ブロックにおけるプラスチック使用製品廃棄物の収集・運搬における課題を整理すること。

3) 中間処理計画

ごみ処理量の予測結果に基づき、分別区分の内容並びにごみ性状を考慮のうえ、中間処理の対象とするごみ量及びごみ質を把握するものとする。

なお、長期的視点に立って、「井笠広域里庄清掃工場」の事業期間満了を迎える令和28年度以降の延命化についてストックヤード整備等、循環型社会形成推進交付金制度を活用した事業として計画を示すものとする。

なお、西部ブロックにおけるプラスチック使用製品廃棄物の中間処理における課題についても合わせて整理すること。

4) 最終処分計画

ごみ処理量の予測結果並びに資源化・再生利用等の中間処理によるごみの減量化・減容化を勘案し、最終処分するごみの種類、量・容量を検討・設定するものとする。

一般廃棄物最終処分場については、「井笠広域一般廃棄物埋立処分場」が令和18年度末で埋立期間満了を迎える予定であり、西部ブロックにおける適正な廃棄物処理体制の維持に向け、次期最終処分場施設整備に向けた検討を加速させる必要性が生じているため、組合と協議のうえ、次期最終処分場施設整備に向けた、事業スケジュール案や必要な計画支援事業等を整理すること。

5) 住民・事業者等との協力

住民・事業者等とのパートナーシップを構築するため、ごみ処理に関する継続した協議等を行う組織の構築や協力体制等について、その方針を検討するものとする。

6) 事業者並びに廃棄物再生事業者の協力

製造者、流通関係者等に対してごみの減量化のための協力要請の方針を定めるものとする。加えて、ごみの資源化、再生利用が円滑に推進できるよう廃棄物再生事業者等との連携、協力体制について検討を行うものとする。

7) 温暖化防止対策

国においては令和2年に「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、令和3年に「2050年までの脱炭素社会の実現」を法律に位置付けられた「改正地球温暖化対策推進法」が成立するなど、近年の環境情勢に大きな変化が生じている。

西部ブロックにおける地球温暖化防止対策について、3市2町及び一部事務組合における地球温暖化対策実行計画の内容を参考に整理すること。

8) 災害廃棄物等に関する対応方針及び取扱について

災害等により発生する廃棄物について、岡山県の定める災害廃棄物処理計画や3市2町における災害廃棄物処理計画に基づきその発生量を把握したうえで、3市2町の対応について整理するものとする。

6 施策推進体制と諸計画との調整

本計画で策定した施策を確実に推進し、かつ3市2町における総合計画をはじめとする諸計画との整合確認を行うための庁内における推進体制の構築について検討するものとする。

7 パブリックコメント支援

西部ブロックごみ処理広域化計画の策定について、広く市民・事業者へ周知することを目的に、本組合の定める手法にて、パブリックコメントを実施するためその支援を行うこと。支援内容は以下のとおりとする。

- ①パブリックコメント実施に際して、パブリックコメント実施に向けた素案作成を行う。
- ②パブリックコメントに対する回答案の作成を行う。